

0円サポートプログラムお申込のご案内

当社が取り扱う0円サポートプログラムにご興味頂きありがとうございます。
私たちは安心してムダのない海外生活を応援します。

1. お申し込み

次の4点をご準備頂き、当社までご送付下さい。

- ①0円サポートプログラム申込書 ②ホームステイ質問書 ③AIU 海外保険申込書
④パスポートコピー(写真の欄)

※①と②の書類につきましては必ず本人控え(コピー)を取っておくことをオススメします。

※パスポートの申請・更新が必要な方は取得次第 FAX または郵送でお送り下さい。

2. 費用のお支払い

請求書発行日より1週間以内にお支払い頂いております。

3. ビザ申請

余裕を持ってご出発 3ヶ月前には申請することをオススメします。
ビザ申請サポートをお受けできます。(別途有料オプション)

4. 航空券の予約

渡航に適した航空券予約・購入をしましょう。
※時期によって空き状況が異なりますので注意が必要です。

5. 各種書類のご案内

ご出発1週間前には次の資料を郵送等でお渡し致します。

- ①ホームステイ一般情報 ②空港出迎え確認書 ③AIU 海外保険証書

6. 現地到着後の流れ

【到着1日目】

- ① 到着空港出迎え及び送迎
② 現地サポートオフィスにて日本語生活オリエンテーション
③ ホームステイ先へ

【到着2日目】

- ① 現地サポートオフィスにて語学学校探しの相談
② スタッフによる学校見学の予約(翌日以降に見学や体験レッスン)
③ 現地銀行口座開設やその他生活相談など

※上記到着後の流れは状況により変更される場合があります。

申込書類送付先…担当者が常駐するオフィスへご送付下さい。

ゼロホリ・各エリア窓口

【東京】〒110-0015 東京都台東区東上野 2-20-5 上野ステラビル 1F *大阪以外は東京へご送付下さい。

TEL 03-3834-9080 FAX 03-3834-9081

【大阪】〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-10 大明ビル 10F

TEL 06-6225-7272 FAX 06-6225-7271

◆0円サポートプログラム条件書◆

1. 条件書の適用範囲

サット・アップロード(以下「当社」)がお客様との間で締結する当該プログラム契約は、この条件書の定めるところによります。条件書に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2. お申込と契約の成立

当社所定の申込書に必要な事項と署名を記入の上、当社に提出し、当社が申込書を受理・承諾した時に成立するものとします。

3. お申込条件

- (1)当社を通して、ホームステイ(現地到着時から4週間分)の申込が必要です。
- (2)現地到着時の空港出迎え及び滞在先までの送迎、現地生活オリエンテーションは原則ご利用頂きます。
- (3)語学学校の見学や相談、手配代行については、原則現地サポート機関をご利用頂きます。
- (4)ワーキングホリデービザを取得または取得予定の方。但し、学生ビザ取得者または取得予定の方の利用を認める場合があります。

4. 緊急手配料

出発希望日より遡って28日目以降に申込をされる場合は、緊急手配料として別途10,500円(税込)が必要となります。

5. ビザ(査証)申請サポート

当社が希望者より請負うビザ(査証)申請サポートは、迅速且つなるべく正確に申請を行なう為のものであり、査証取得が約束されたものではありません。その為、当社は最善を尽くしますが、大使館、領事館の判断により査証発給が拒否された場合や、査証発給が発行日に間に合わない場合があります。また、査証が発給されたにもかかわらず、出入国管理局の審査により入国を拒否された場合も当社ではその責任を負いません。

6. 拒否事由

当社は、お客様より条件書に基づくプログラム契約の申込があった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められる場合は、申込をお断りする場合があります。この場合、お客様は当社に対し規定の解約手数料及び解約したことに伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料等の費用をご負担頂きます。これに必要な振込・送金にかかる手数料等はお客様のご負担と致します。

- (1)お客様が未成年者である等の理由により、プログラム契約申込について法定代理人(両親など)の同意が必要な場合に、その同意がない場合。
- (2)過去の既往症又は現在の心身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めた場合。
- (3)お客様がプログラム参加に必要なビザ(査証)が発給されない可能性が高いなど、プログラム参加に適した条件が備わっていないと当社が認めた場合。
- (4)現地の治安状況、天災地変、戦争、テロ、運輸機関等の争議行為、国際機関・官公庁または公的機関の命令または勧告、感染症の蔓延、その他やむを得ない事情により、当社がお客様の安全を確保できない、あるいはプログラムの実施に障害がある、又はそのおそれがあると判断した場合。
- (5)お客様がプログラムの運営に支障をきたす、又はきたすおそれがあると当社が判断した場合。
- (6)お客様の申込を承諾することが、プログラムの目的、趣旨等に照らし、ふさわしくないと当社が判断した場合。
- (7)お客様の申込内容に虚偽あるいは重大な漏洩があることが判明した場合。
- (8)当社の業務上の都合がある場合、その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。

7. 費用のお支払い

当社がお客様より申込書を受理し手配開始後、当社請求書発行日より1週間以内に費用のお支払いをして頂きます。なお、海外送金手数料8,400円とお振込みの際の手数料はお客様負担となります。

8. 現地生活サポートの内容

本プログラム契約が成立したお客様は、対象都市にて現地サポート機関による生活サポートをお受け頂けます。主なサポート内容については公式サイト(サットアップロード内)を参照ください。なお、現地生活サポートを受けるにあたり以下について事前にご理解ください。

- (1)本プログラム契約に基づき、当社が提供する「0円サポート」とは、当社が提携する現地サポート機関が現地においてお客様に提供するサポートサービスです。
- (2)現地到着後は現地サポート機関の規約に準じて学校代行手配や生活相談などのサポートを受けて頂けます。なお、現地到着後の現地サポート機関とのトラブル等については当社が関与していない限り当社は責任を負えません。
- (3)「0円サポート」は現地到着日からお客様が保持するビザ査証(または滞在許可)の有効期限内に準じて受けることができます。
- (4)「0円サポート」は現地サポート機関の事情等により事前に告知することなく内容が変更される場合があります。

9. 契約内容の変更

契約成立後、渡航時期(予定到着日)や渡航都市を変更する際は1回につき下記手数料をお支払い頂きます。変更においては所定の変更手数料をお支払い頂いた時点で手配を行います。なお、お振込みの際の振込手数料はお客様負担となります。

現地到着予定日から遡って15日前までに契約内容を変更する場合

変更事務手数料	10,500円(税込)
---------	-------------

現地到着予定日から遡って14日前以降に契約内容を変更する場合

変更事務手数料	10,500円(税込)
ホームステイ費	お支払い額の50%

<渡航時期変更特約>1回のみ有効

申込書に記載した予定到着日より遡って3ヶ月(90日)以上前に書面によるお申し出に限り、渡航時期を無料で変更致します。

10. 契約内容の解約

契約成立後、プログラム解約については下記手数料をお支払い頂きます。すでに当社がプログラム費用を収受している場合は手数料を差し引いてご返金します。ご返金の際は振込手数料を差し引いて指定口座へご返金します。

現地到着予定日から遡って15日前までに契約内容を解約する場合

解約事務手数料	10,500円(税込)
---------	-------------

現地到着予定日から遡って15日前以降に契約内容を解約する場合

解約事務手数料	10,500円(税込)
ホームステイ費	お支払い額の50%

11. 免責事項

(1)当社は次のような場合には責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

- ①申込者本人の個人的な都合により旅券、ビザが取得できない場合や渡航先に入国拒否された場合。
- ②ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関ならびに受入機関等における争議行為、盗難、陸海空における不慮の災難、官公署の命令、その他不可抗力の事由により発生した損害の場合。

(2)渡航後は申込者個人の責任において行動して頂きます。申込者の故意、過失、受入先国の法令・公序良俗もしくは現地サポート機関・滞在先での規則などに違反した行為により生じた責任・損害等は全て申込者個人の責任となります。よって、現地の学校生活、個人生活及びその滞在中の事故などについて当社は一切の責任を負うものではありません。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合、当社は申込者からの損害賠償を申し受けます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費用・変更手数料等既に当社に支払済みの費用については一切返金されません。

12. 損害の負担

当社は、当社の責に帰すことのできない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

13. 個人情報保護について

当社が申込者から取得した氏名、住所、電話番号などの個人情報は、本プログラム契約に基づく当社の業務の遂行及び当社からの各種連絡の為にのみ利用し、それら以外の他の目的には利用致しません。また、当社は申込者の個人情報を本プログラム契約に定めるサービス提供の為に各種手配や事故または事件の対応やサポートの目的以外には、あらかじめ申込者の同意を得ることなく第三者に提供しません。

14. 裁判管轄

本条件書に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

15. 条件書の変更

当社は本条件書を変更することがあります。この場合、個々の申込者との契約内容は、本条件書の変更内容が告知されたときに、それに従って変更されるものとします。

16. 発効期日

本条件書の内容は、2012年10月20日以降の本プログラム契約に適用されます。